

## 顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者  
 経理担当者  
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

## 厚生年金保険の等級上限引き上げについて

令和2年9月分(10月納付分)より、厚生年金保険料について標準月額等級上限が以下の通り変更されます。

令和2年8月まで **第31等級** 月額:620,000円 報酬月額 **605,000円以上**

令和2年9月から **第32等級** 月額:650,000円 報酬月額 **635,000円以上**

給与計算の時はご注意ください。

なお、健康保険料率、厚生年金保険料率の変更はございません。

## 雇用調整助成金申請期限の延長について

雇用調整助成金及び緊急雇用調整助成金の支給申請について、通常は判定期間の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要がありますが、令和2年1月24日(※)から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、**令和2年9月30日まで申請**ができるようになりました。

※緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日

## 特別利子補給制度について

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年分の利子相当額を一括で助成する制度がございます。

### 【適用対象】

日本政策金融公庫、民間金融機関等の「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」等により借入を行った中小企業者で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上高を比較し、以下の要件を満たす方

- ① 個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る) : **要件なし**
- ② 小規模事業者(法人事業者) : **売上高▲15%減少**
- ③ 中小企業者(上記①②を除く事業者) : **売上高▲20%減少**

### 【利子補給】

・期間:借入後当初3年間(最長)

・補給対象貸付上限額:4,000万円(政策金融公庫中小事業・商工中金の場合2億円)

特別利子補給制度の申請書は8月下旬より各金融機関、政策金融公庫より交付・郵送が始まっております。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。